



重大な消防法令違反のある建物の公表制度について（経過報告）

1 公表制度の実施

松戸市火災予防条例の一部を改正し、平成 29 年 4 月 1 日から重大な消防法令違反に該当する建物の名称や所在地、違反内容をホームページ等で公表する制度を施行いたしました。

2 公表制度の目的

消防法令に関する重大な違反のある建物について、その法令違反の内容をいち早く利用者等へ公表することにより火災被害を未然に防ぎ、併せて建物の関係者による自発的な改善を促していこうとするものです。

消防法令に関する重大な違反のある建物について、消防機関が是正に係る命令を行った場合、建物等にその旨を公示しますが、必要な手続きに相当の時間がかかり、その間、建物の危険性に関する情報が建物利用者等に提供されない状況にならないように、総務省消防庁の助言に基づいて構築した制度です。

3 制度の概要

（1）公表の対象となる建物

火災が発生した場合に避難等が困難であり、人命に多大な被害を出すおそれがある不特定多数の人が利用する飲食店、物品販売店や福祉施設等。

（2）公表の対象となる重大な消防法令違反

消防法に基づいて設置しなければならない消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないと認められたもの、設置義務がある部分の床面積の過半にわたって未設置であると認められたもの、設置されているが機能に重大な支障があると認められたもの。

（3）公表までの流れ

消防機関の立入検査により公表の対象となる重大な消防法令違反があると認められ、立入検査の結果を通知した日から 14 日経過した日において、なお、その違反が認められる場合に公表します。

（4）公表事項及び公表方法

違反のある建物の名称、所在地、違反の内容等を松戸市消防局ホームページへの掲載、消防局及び消防署における紙面での閲覧により公表します。

4 県内の状況

千葉県内 31 消防本部のうち、平成 29 年 11 月 15 日現在、公表制度を施行しているのは 5 消防本部であり、当市は政令指定都市である千葉市に次いで平成 29 年 4 月 1 日から施行しました。



	平成 29 年 3 月 31 日 現在違反对象物数	平成 29 年 11 月 15 日 現在公表数	改善数	改善率
千葉市消防局 (平成 27 年 4 月 1 日施行)	14	7	7	50.0%
船橋市消防局 (平成 29 年 4 月 1 日施行)	57	25	32	56.1%
松戸市消防局 (平成 29 年 4 月 1 日施行)	11	2	9	81.8%

5 公表制度の実施効果

当市での公表制度に該当する建物は、1,596 対象物です。施行前の平成 28 年 4 月 17 日時点では、37 対象物の重大な消防法令違反对象物でしたが、組織一丸となった是正の推進と、公表制度が抑止力となり、制度実施前に 26 対象物が改善され、更に公表制度施行後 9 対象物が改善され、平成 29 年 11 月 15 日時点で、公表している建物は 2 対象物、改善率は 81.8%となっています。

公表対象となる建物の関係者に、あらかじめ制度創設についての説明を早めの段階から実施し、実際に制度が始まると改めて制度を周知し早期の改善を促した結果だと考えられます。

市民が安心して楽しみ、暮らしていける街を願い、重大な消防法令違反对象物ゼロを目指して行きます。

※リーフレット 別添

【問い合わせ先】

消防局予防課

☎ 0 4 7 - 3 6 3 - 1 1 1 4

違反対象物 公表制度

建物の
ご利用前に
確認
しましょう!

運用開始

平成29年 **4月1日**

? どんな制度?

建物を安心して利用していただくために、重大な消防
法令違反のある建物を松戸市消防局のホームページで
確認できる制度です。



松戸市消防局 公表制度

検索

公表の対象になる建物は?



百貨店や飲食店・物品販売店など、不特定多数の
人が利用する建物、病院や社会福祉施設など一人
で避難することが困難な人が利用する建物です。
(特定防火対象物)

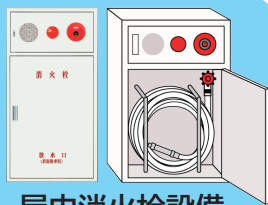


公表の対象となる違反内容は?

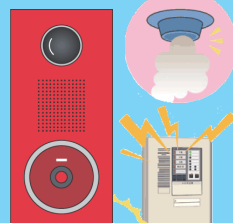
消防法で
設置義務のある
設備が対象です



スプリンクラー設備



屋内消火栓設備



自動火災報知設備

これらの設備が

- 1 設置されていない
- 2 設備義務がある部分の床面積の
過半にわたって未設置
- 3 機能に重大な支障がある
(機能不良の程度が著しく、
本来の機能が損なわれている
状態のもの)

公表までの流れ

立入検査の実施



立入検査結果通知書の交付



関係者に対する公表の事前通知



公表



公表の時期

立入検査結果通知書を交付した日から14日を経過した日においてなお、同一の違反が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、公表します。

公表の方法

松戸市消防局のホームページへの掲載、松戸市消防局や松戸市内の消防署での紙面の閲覧です。



公表の内容

対象物の名称	〇〇〇〇〇ビル
所在地	松戸市〇〇〇町〇丁目〇番〇
違反内容	自動火災報知設備未設置

建物関係者のみなさまへ



次のような場合は、重大な消防法令違反になる場合がありますので、事前に最寄りの消防署へご相談ください。

- 増築や改築、隣接建物との接続を行う場合
- 建物に飲食店、物品販売店、旅館、病院、福祉施設などの用途が新たに入る場合
- 荷物などで開口部を塞いだり、窓にフィルム等を貼る場合

お問い合わせ先

消防局 予防課	363 - 1114
中央消防署 (第一方面本部予防担当室)	368 - 0119
小金消防署 (第二方面本部予防担当室)	340 - 0119
五香消防署 (第三方面本部予防担当室)	387 - 0119
西口消防署	367 - 0119
馬橋消防署	344 - 0119
八ヶ崎消防署	347 - 0119
東部消防署	391 - 0119
二十世紀が丘消防署	392 - 0119
大金平消防署	348 - 0119
六実消防署	383 - 0119

